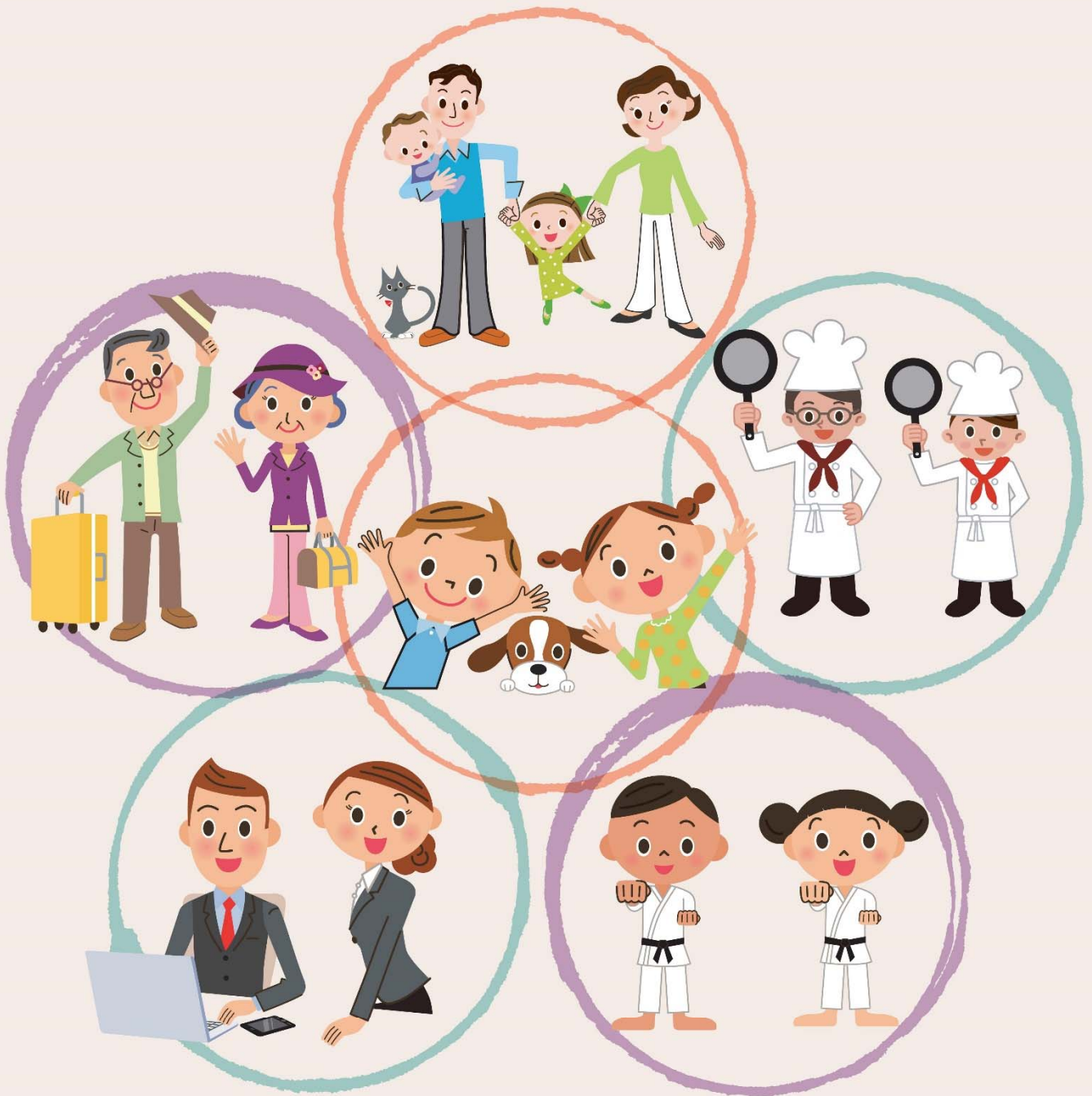


【概要版】

だれもがともに輝き・

認め合い・創るまち

第2次坂出市男女共同参画計画



令和3年3月

坂出市

# どんな計画なの？

## 計画策定の趣旨

本市においては、平成 23 年に「坂出市男女共同参画計画」を策定し、前期計画 5 年、後期計画 5 年にわたり「男女がともに認め合い、輝き、ともに創るまち」をめざして市民、事業所および団体などの協力を得て、家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる場における男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな取組を行ってきました。この度、令和 2 年度に後期計画が最終年度を迎えることから、これまでの社会経済情勢や国・県の動向を踏まえ、新たに「第 2 次坂出市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

## 計画の背景

平成 27 年には、国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 の目標（ゴール）と 169 のターゲットから成る「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、環境・経済・社会に関わる幅広いゴール（目標）、ターゲットを設定していますが、17 の目標のなかには、「ゴール 5 ジェンダー平等を実現しよう」等、本計画と関連した目標が盛り込まれています。



## 計画の期間

本計画の期間は、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間のうち、前期 5 年間（令和 3 年度から令和 7 年度）を実施期間とします。

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
第 2 次坂出市男女共同参画計画									
前期計画					後期計画				

## 計画の目指すもの

本計画においては、「坂出市まちづくり基本構想」を踏まえ、男女が性別にかかわらず、互いに人権を尊重しながら、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会をめざします。そこで、本計画の基本理念を「だれもがともに輝き・認め合い・創るまち」とし、市民・地域団体・事業者・NPO法人・関係機関等が一体となり男女共同参画を推進します。

だれもがともに輝き・認め合い・創るまち



基本理念	基本目標	重点目標
だれもがともに輝き・認め合い・創るまち	基本目標Ⅰ だれもが多様性を認め合う人づくり	1 多様性の理解と男女共同参画の視点に立った意識改革
		2 男女共同参画に関する教育・学習の推進
	基本目標Ⅱ だれもが活躍できる社会づくり	1 男女の家庭・地域生活と職業の調和
		2 就労・雇用における男女共同参画の促進
		3 政策・方針決定過程への女性の参画推進・促進
		4 国際交流・協調の促進
	基本目標Ⅲ だれもが安心して暮らすことができる地域づくり	1 あらゆる暴力の根絶
		2 生涯にわたる健康支援
		3 困難を抱える人びとへの支援
		4 男女共同参画の視点による防災対策の促進

# 計画の内容

基本目標  
1

## だれもが多様性を認め合う人づくり

だれもが自分の生き方を選択し、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていけるよう、固定的な性別役割分担意識を解消し、市民が性別にかかわらず多様な生き方を選択でき、お互いを尊重し認め合う意識を醸成します。

### 重点目標1 多様性の理解と男女共同参画の視点に立った意識改革

- (1) 広報・啓発活動の推進
- (2) 情報の収集・提供および相談・支援体制の充実

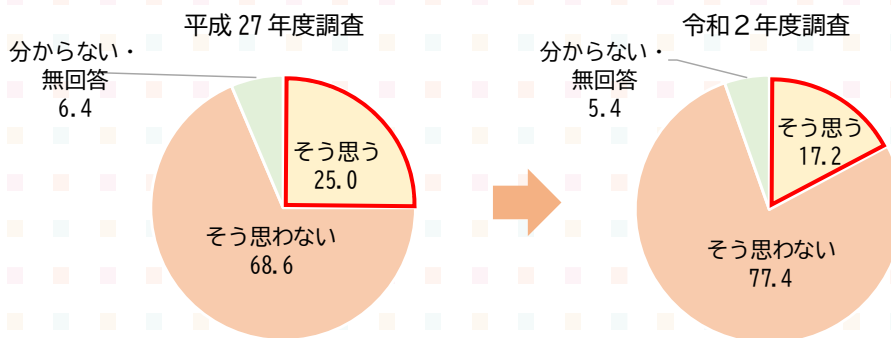
[持続可能な開発目標 (SDGs)]



### 重点目標2 男女共同参画に関する教育・学習の推進

- (1) 家庭における男女平等に関する教育・学習の推進
- (2) 学校等における男女平等に関する教育・学習の推進
- (3) 地域における男女平等に関する教育・学習の推進

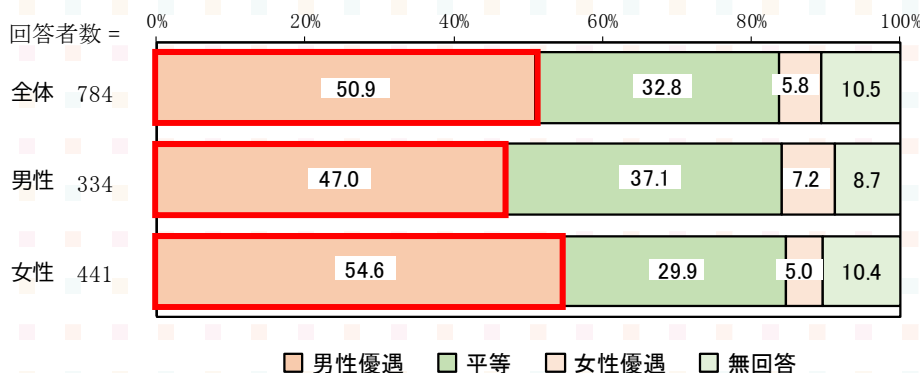
### 「夫は外で働き、妻が家庭を守るべき」という考え方について



結婚、家庭の理解について、意識が改善しているね。



### 男女平等意識について（職場）（令和2年度市民アンケート調査）



職場では男女ともに「男性優遇」と感じている人が約半数いるんだね。



- 「男は仕事」「女は家庭」という考えに捉われずに、いろいろな選択肢を持とう。
- 働きやすい職場づくりについて、みんなで考えてみよう。



# だれもが活躍できる社会づくり

法制度の周知・啓発や多様な働き方を選択するための情報等の充実により、男女ともに働きやすい環境整備を進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現が図れるよう労働時間の短縮をはじめとする働き方の見直しや柔軟な就労形態、子育てや介護と仕事を両立できる環境の整備等を図ります。

## 重点目標1 男女の家庭・地域生活と職業の調和

- (1) 子育て支援の充実
- (2) 介護・看護・介護者支援の充実
- (3) 家庭生活への男性の参画
- (4) 仕事と生活の調和
- (5) 地域生活への参画の促進

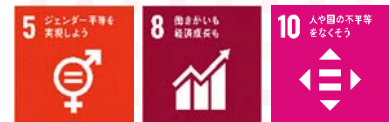
## 重点目標2 就労・雇用における男女共同参画の促進

- (1) 働く場における男女共同参画の促進
- (2) 農林水産業，商工業などの自営業における男女共同参画の促進
- (3) 就労支援
- (4) 職業能力の向上と起業の支援

## 重点目標3 政策・方針決定過程への女性の参画推進・促進

- (1) 行政機関等における女性の参画促進
- (2) 企業・団体等における女性の参画促進
- (3) 人材の育成と人材の情報提供

[持続可能な開発目標 (SDGs)]

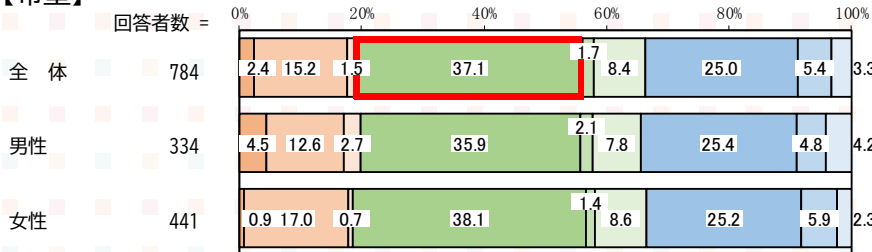


## 重点目標4 国際交流・協調の促進

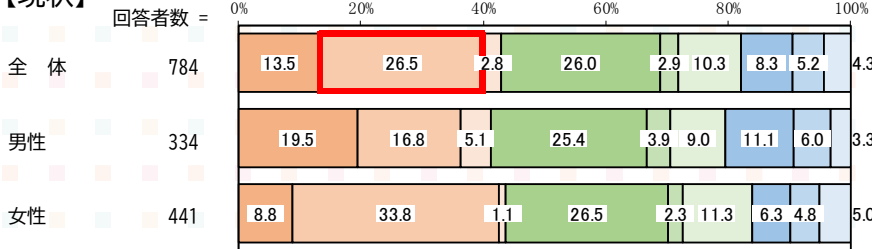
- (1) 国際交流と国際理解の促進

仕事と生活の調和について (令和2年度市民アンケート調査)

### 【希望】



### 【現状】



- 「仕事」を最も優先している
- 「家庭生活」を最も優先している
- 「地域・個人の生活」を最も優先している
- 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している
- 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- わからない
- 無回答

「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい人が多いけど、現状は「家庭生活」を優先している人が多いんだね。



○仕事も私生活も両方充実できるようにしていきたいね。

## だれもが安心して暮らすことができる地域づくり

ドメスティック・バイオレンス（DV）は重大な人権侵害であるという認識をだれもが持ち、DVやハラスメントを許さない社会意識の醸成、相談体制の整備などを行い、だれもが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

### 重点目標1 あらゆる暴力の根絶

- (1) 暴力を許さない意識と環境づくり
- (2) 配偶者等からの暴力の防止および被害者の保護・支援
- (3) さまざまなハラスメントの防止
- (4) 児童虐待の防止
- (5) 高齢者虐待の防止
- (6) 障がい者虐待の防止
- (7) メディアにおける人権の尊重

【持続可能な開発目標（SDGs）】



### 重点目標2 生涯にわたる健康支援

- (1) 女性の生涯にわたる健康づくりへの支援
- (2) 男性の健康づくりへの支援
- (3) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の確立
- (4) 健康を脅かす問題についての対策と推進

### 重点目標3 困難を抱える人びとへの支援

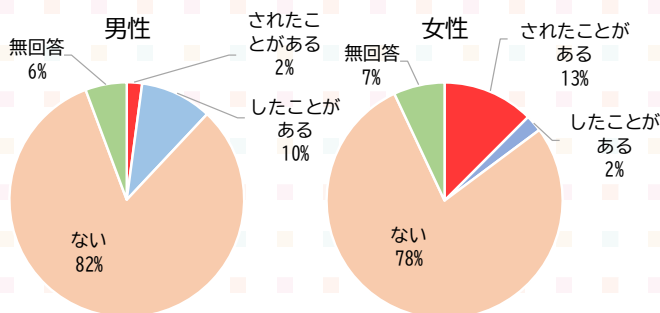
- (1) 高齢者の自立支援
- (2) 障がい者の自立支援
- (3) 経済的に不安定な家庭等の自立支援
- (4) 外国人の自立支援



### 重点目標4 男女共同参画の視点による防災対策の促進

- (1) 防災分野における男女共同参画の推進

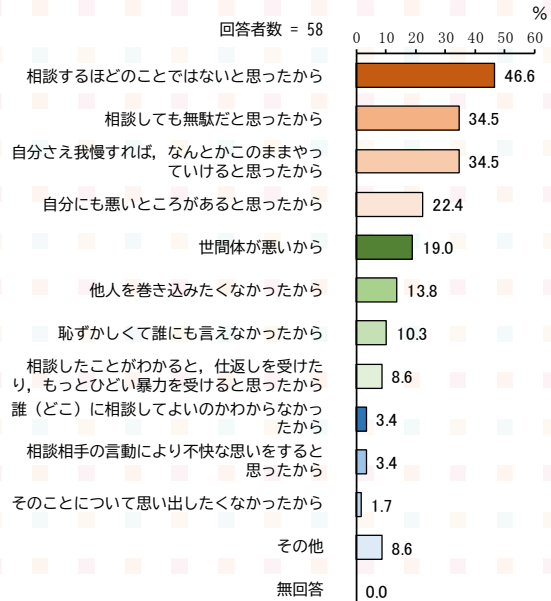
DV（身体的暴力）の経験の有無  
（令和2年度市民アンケート調査）



我慢したり、相談することが無駄だと思っている人が多いんだね



DVを受けた時に相談しなかった理由  
（複数回答）（令和2年度市民アンケート調査）



- 暴力は絶対に許されるものではありません！みんなで暴力をなくす意識を高めていこう。
- 不安や悩みがあったら、抱え込まず周りの人や相談窓口にご相談してみよう。

## 計画の推進に向けて

### 推進体制の強化・推進

計画の推進においては、坂出市の男女共同参画の一層の推進を図るため、庁内における連携体制の強化や、各関係機関の果たすべき役割を明確にするとともに、市民、地域団体・事業所との連携・共働のもと、実効性のある推進体制を構築していきます。

また、男女共同参画を推進する各事業の進捗状況や目標達成状況について、定期的な把握・分析と結果の公表による計画の適切な進行管理に努めるとともに、庁内での男女共同参画に関する情報共有や周知を図ります。

「だれもがともに輝き・認め合い・創るまち」の実現



市民、地域団体・事業所との  
連携・共働による取組

第2次坂出市男女共同参画計画



点検・提案

坂出市男女共同参画委員会

### 男女共同参画に関する情報の提供

計画の基本理念の実現に向けて、市広報誌やホームページ等の多様な情報媒体の活用、講演会等により、情報提供と周知・広報に努め、市全体としての男女共同参画の推進を図ります。

### 施策の点検・評価

本計画を着実に推進し、各事業が効果的なものとなるよう、計画に基づく施策の実施状況や数値目標に対する達成状況について、PDCA サイクルを活用し、「坂出市男女共同参画委員会」において把握・点検し、本計画の進行管理を行い、その結果について公表します。

実施が計画に沿っていない部分を調べて改善する

従来の実績や将来の予測などを基にして業務計画を作成する

業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認する

計画に沿って業務を行う



## 支援・相談窓口一覧

分類	名称		電話番号	受付日時等
DV 児童虐待	香川県 子ども女性 相談センター	女性 相談	087-835-3211 (電話相談)	月～土 9:00～21:00 (年末年始・祝休日除く)
			087-862-8861 (面接相談)	月～金 8:30～17:15 (年末年始・祝休日除く)
		子育て 相談	087-862-4152 (電話相談)	月～土 9:00～21:00 (年末年始・祝休日除く)
			087-862-8861 (面接相談)	月～金 8:30～17:15 (年末年始・祝休日除く)
	Eメール 相談	—	メールアドレス <a href="http://www.pref.kagawa.lg.jp/kosodate/josei/">http://www.pref.kagawa.lg.jp/kosodate/josei/</a>	
	香川県性暴力被害者支援 センター オリーブかがわ		087-802-5566	月～金 9:00～20:00 土 9:00～16:00 (年末年始・祝休日除く)
	香川県西部子ども 相談センター		0877-24-3173 (面接相談)	月～金 8:30～17:15 (年末年始・祝休日除く)
	坂出警察署		0877-46-0110	緊急の場合 110 番
内閣府男女共同参画局 DV相談ナビ		#8008 (全国共通短縮)	発信地等の情報から最寄りの相談機関の窓口に電話が自動転送され、相談機関を案内するサービス	
雇用・労働	香川労働局 雇用環境・均等室		087-811-8924	「総合労働相談コーナー」 月～金 9:30～17:00 (年末年始・祝休日除く)
女性の権利	高松法務局		0570-070-810 (全国共通)	「女性の権利ホットライン」 月～金 8:30～17:15 (年末年始・祝休日除く)
その他	香川県精神保健 福祉センター		087-833-5560	「こころの電話相談」 月～金 9:00～16:30 (年末年始・祝休日除く)
	香川県警察本部	#9110 (全国共通短縮) または 087-831-0110	「警察相談専用電話」(相談全般) 24時間対応 ※土日、祝休日および執務時間外(17:15～8:30)は 当直員が対応	
		#8103 (全国共通短縮) または 0120-694-110 087-831-9110 (FAX 兼用)	「ハートフルライン」(性犯罪被害専用相談電話) 24時間対応 ※土日、祝休日および執務時間外(17:15～8:30)は 当直員が対応	
	かがわ男女共同参画 相談プラザ		087-832-3198	「一般相談」電話相談・面接相談 月～金 8:30～17:00 (年末年始・祝休日除く) Eメール相談 danjosoudan@able.ocn.ne.jp ※「一般相談」のほか「法律相談」「こころの相談」あり
坂出市 各種相談	男女共同参画相談 <相談員 行政相談員>		0877-44-5008 (市人権課)	場 所 本庁舎3階 小会議室1(室町二丁目3番5号) 原則 毎月第3水曜日 10:00～15:00
	特設人権相談所 <相談員 人権擁護委員>		0877-23-0228 (法務局丸亀支局) 0877-44-5008 (市人権課)	場 所 坂出合同庁舎3階 第2会議室(本庁舎西側正面) 原則 毎月15日 10:00～15:00
	人権相談		0877-44-5008	坂出市人権課 月～金 8:30～17:00 (年末年始・祝休日除く)
	女性相談		0877-44-5027	坂出市子ども課 月～金 8:30～17:00 (年末年始・祝休日除く)

第2次坂出市男女共同参画計画 概要版 発行：令和3年3月 坂出市人権課

〒762-8601 香川県坂出市室町二丁目3番5号

TEL：0877-44-5008

E-mail：jinken@city.sakaide.lg.jp